

中央建築士審査会における議論について

中央建築士審査会の概要

- 中央建築士審査会は、建築士法第28条により一級建築士試験に関する事務をつかさどり、その他建築士法に基づく権限※を行うことを目的として国土交通省に設置。[建築士法第28条]

※ 一級建築士の業務の停止又は免許の取り消しの同意、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準に関する同意 等

中央建築士審査会委員（2025年4月1日時点）

（五十音順・敬称略）

委員名	所属等
上野 浩也	（一社）日本建築士事務所協会連合会 会長
金尾 伊織	京都工芸繊維大学 教授
金多 隆	京都大学 教授
後藤 治	工学院大学 教授
佐藤 尚巳	（公社）日本建築家協会 会長
篠原 聡子	日本女子大学 学長
菅谷 朋子	弁護士
清家 剛	東京大学大学院 教授
濱田 修	（公社）日本建築士会連合会 副会長
吉田 可保里	弁護士

<背景>

- 現在の一級建築士試験については、構造計算書偽装問題を踏まえ、建築士の資質、能力の向上などを目的とした建築士制度全体の見直しの一環として、中央建築士審査会において、平成19年及び平成21年にとりまとめられた内容に従って実施されているものである。
- 現在、社会資本整備審議会建築分科会において、建築分野の中長期的なビジョン策定に向けた検討を開始したところであり、この議論と平行して、中央建築士審査会においても中長期を見据えた今後の建築士試験制度のあり方について、検討が必要ではないか。

- ① 人材確保・育成の視点
- ② ストック社会の視点
- ③ デジタル化の視点

〇〇委員

- 人口減少というところに関しては、残された課題として人材確保・育成ということを掲げ、少子高齢化の担い手不足というところを書いていただいております。住宅局の政策なのかとちょっと心配しつつも、私はここはすごく大事だと思っています。現状では多くの人に建設業に関わっていただかないと、もう建設業を支えることは難しいんじゃないかと思っています。それも新築の話ばかりじゃなくて、さきほどの改修工事、あるいは維持管理についても、人手不足が大きな影響を与えます。もう少し専門家が頑張る部分と、専門家じゃない人も巻き込んでやれる部分とか、何かそんなふうになんとか考え方を変えた施策を打ち立てないと、解決しないことだと思っています。

〇〇委員

- 建築士の方とか大工さんとか、もう本当にどんどん不足していると思います。（中略）普通の一般の人でも、例えば設計の一端を担える、もしくは施工の一端を担えるような形にしていくべき。

〇〇専門委員

- 一級建築士の高齢化も顕著で、次世代を担う人材の育成は喫緊の課題だと思っています。（中略）ストック社会の進展に伴って、建築士の職能が新たな段階に入っていると思います。既存建築物の活用・用途の変更や空き家の再生など、建築士に求められる役割が広がっていると思います。中でも現場における工事監理を含む責任ある対応や、地域社会の協働を通じて建築を社会資源としていかに生かしていくかという視点は、これからの建築士にとって不可欠なことと思います。このような社会的要請に応えるには、今の建築基準制度のあり方の再検討もありますが、建築士の職能そのものを、人口減少、ストック重視の社会を見据えて再定義していくということも大事だと思っています。

〇〇臨時委員

- （前略）緩和とかハードルを下げるというところとちょっと逆行するところがあるかもしれませんが、ストックの活用と人材について発言させていただきます。本当に活用のハードルを下げていきたいという思いがある一方で、性能とか安全性をどう確保していくかというところは非常に課題だと思っています。そういった意味で、法律の中できちんとあり方を改めて示していただきたいということと、何らかの専門家が関与できるような手続というものを定めていくのが必要ではないかというふうに考えております。一方で、やはりプレーヤーを増やしていかないと人材が確保できないというのはもちろんそうなので、そうなってきますと、今の建築士の制度というのがやっぱり新築が前提になっているという中で、ストックの活用は求められる知見が全然違ってくと思います。むしろストックの活用のほうが難しいというところもあると思っていますので、そうなってくると資格制度もやはり手を入れざるを得ないのかなということで、資格制度とそういったストック活用の手続については少し踏み込んだ議論をしていきたいというふうに思っております。

